

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説

エンロンやワールドコム等、諸外国における一連の企業会計不正事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、相互の情報交換等を目的として各国の監査監督機関が非公式に集まり、平成16年9月に第1回監査人監督機関会議（参加9カ国）が開催された。その後、平成18年9月の第5回監査人監督会議において、常設の監査監督機関国際フォーラム（^{イフィアール}IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認され、平成19年3月、審査会の主催により第1回会合（加盟22カ国）が東京で開かれた。平成23年3月までに8回の本会合が開催されているが、平成23年3月末現在で加盟国数は37カ国・地域へと拡大した。審査会からは会長及び常勤委員等が会合に出席している。

このほか、審査会は、各国の監査監督機関等と個別に会合等を実施するなど、国際的な監査の品質の確保・向上に向け、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。

2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）組織等

① 目的

IFIARの目的は、以下のとおりである。

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。

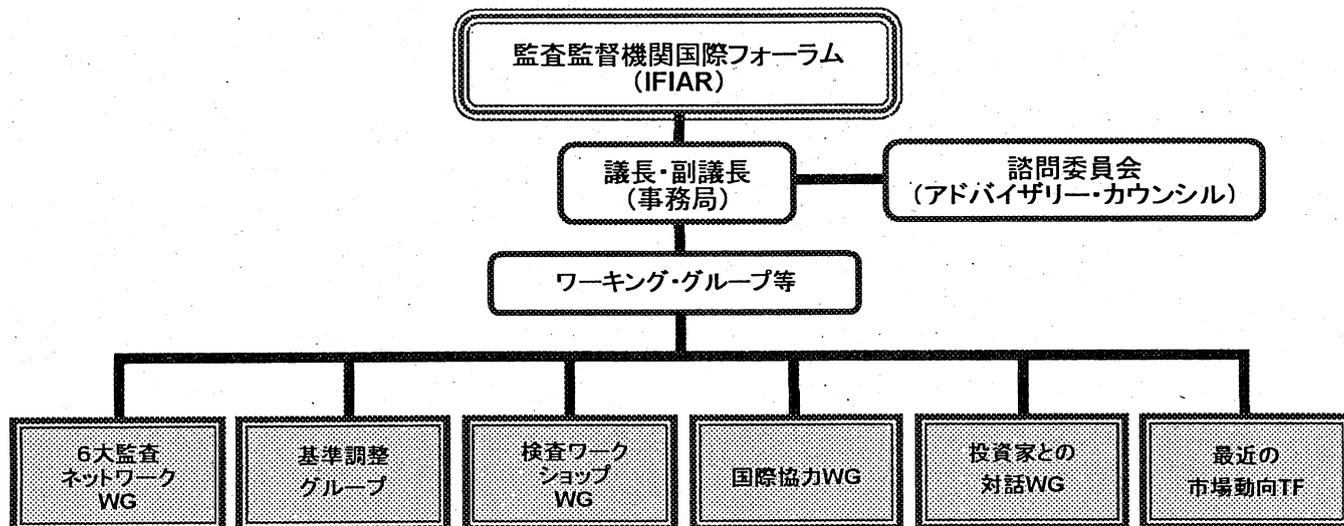
② 組織

IFIARは、平成23年3月末現在で、37カ国・地域が加盟しており、議長・副議長の下、6つのワーキング・グループ（WG）等下部組織（6大監査ネットワークWG、基準調整グループ、検査ワークショップWG、国際協力WG、投資家との対話WG、最近の市場動向タスク・フォース（TF））が置かれている。

また、議長・副議長への支援及び助言を行う諮問委員会（アドバイザー・カウンシル）が置かれ、審査会は、6カ国で構成されるメン

バーに選出されている。

《IFIARの組織図》



(2) 活動状況

① 本会合

第8回会合

平成22年9月27日から29日まで、スペイン会計監査機関（ICAC）の主催により、マドリッドにて開催され、友杉会長及び廣本委員等が出席した。

会合には37カ国・地域の監査監督機関が出席したほか、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び欧州委員会（EC）がオブザーバーとして参加した。

会合では、独立監査監督機関に関するコア・プリンシプルについて議論が行われたほか、投資家代表及び6大監査ネットワークとの対話が行われた（P137資料4-1、P138資料4-2参照）。

《これまでの監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）開催実績》

- ・ 第1回 平成19年3月22・23日 東京
- ・ 第2回 平成19年9月24・25日 トロント
- ・ 第3回 平成20年4月9～11日 オスロ
- ・ 第4回 平成20年9月22～24日 ケープタウン
- ・ 第5回 平成21年4月27～29日 バーゼル
- ・ 第6回 平成21年9月14～16日 シンガポール
- ・ 第7回 平成22年3月22～24日 アブダビ

- ・ 第8回 平成22年9月27～29日 マドリッド
- ・ 第9回 平成23年4月11～13日 ベルリン

※第9回会合は、当初、カイロ（エジプト）での開催が予定されていたが、その後変更された。

② 検査ワークショップ

監査に対する検査に係る事項は、IFIAR の中核を成す活動であることから、検査の技術や課題等を共有し検査官の技能研鑽を図ることを目的とした、IFIAR メンバーの検査官主体の会合である検査ワークショップが開催されている。

平成23年2月にワシントンにおいて第5回会合が開催され、30カ国・地域の監査監督機関が参加した。

当会合では、金融危機後のマクロ経済的視点を踏まえた監査上の課題、リスクベース検査の実施及び職業的懐疑心のあり方等をテーマに活発な意見交換が行われた。審査会からも講師として主任検査官等を派遣し、日本における取組みを紹介するなど、当会合での議論に貢献した。

《これまでの IFIAR 検査ワークショップ開催実績》

- ・ 第1回 平成19年5月30・31日 アムステルダム
- ・ 第2回 平成20年1月29・30日 ベルリン
- ・ 第3回 平成21年2月11～13日 スtockホルム
- ・ 第4回 平成22年2月9～12日 パリ
- ・ 第5回 平成23年2月23～25日 ワシントン

3. その他

① 各国当局との意見交換

審査会は、IFIAR 以外でも二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

特に、平成20年4月から改正公認会計士法が施行されたことを踏まえ、外国監査法人への検査・監督に関する相互依拠をはじめとする新制度の実施のあり方について、金融庁とともに、各国当局と意見交換を実施している（P13第2章の3.（6）外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み参照）。

② セミナーへの参加

平成22年11月9～11日まで、米国公開会社会計審査会（PCAOB）の主催により、国際監査人監督インスティテュートが開催され、40カ国・地域から71名

が参加した。

本会合は、PCAOBが各国の監査監督機関を招聘し、PCAOBの検査及び基準設定、調査手続等の業務紹介を行うほか、各国の監督機関による監査法人に対する検査の課題等についてパネル・ディスカッションが行われ、審査会からも検査官等が参加した。